

## パブリックコメントの結果を踏まえた 改訂意匠審査基準案の修正点

修正前	修正後
<p>24.1.6.2 第 20 条第 3 項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第 4 項の規定により同条第 3 項第 4 号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたこと 先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であつて、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"><u>なお、この意匠公報には、国際意匠登録出願（注）に係る国際公表（注）の国際意匠公報は含まれない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(注) 「国際意匠登録出願」及び「国際公表」については、第 11 部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。</p>	<p>24.1.6.2 第 20 条第 3 項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第 4 項の規定により同条第 3 項第 4 号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたこと 先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であつて、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"><u>※この意匠公報には、国際意匠登録出願（注）の場合における国際公表（注）の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠）に該当することに注意を要する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(注) 「国際意匠登録出願」及び「国際公表」については、第 11 部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。</p>
<p>73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であつて、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること 関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であつて、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であつて、願書の記</p>	<p>73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であつて、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること 関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であつて、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であつて、願書の記</p>

載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。) の発行の日前である場合は、意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報（秘密意匠に係る 1 回目の意匠公報）が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく 1 回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

なお、この意匠公報には、国際意匠登録出願に係る国際公表の国際意匠公報は含まれない。

載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※) の発行の日前である場合は、意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報（秘密意匠に係る 1 回目の意匠公報）が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく 1 回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

※この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠）に該当することに注意を要する。

(改訂なし)

#### 91.1 意匠法第 10 条の 2 の規定

意匠登録出願の分割とは、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることをいう。

意匠登録出願の分割は、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、適法な手続をしたときに限り、新たな意匠登録出願は、との意匠登録出願の時にしたものとみなされる。

なお、ここでいう新たな意匠登録出願には、国際意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願を含む。

<p><b>113.4.1 意匠法第 3 条の 2 の規定の適用に関する時期的要件</b></p> <p>意匠法第 3 条の 2 の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された国際意匠登録出願に適用し（ただし書の規定を適用するものを除く。）、国際意匠登録出願の出願日と先願の意匠公報の発行日とが同日の場合には、意匠法第 3 条の 2 の規定に該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時以降に出願されたことが明らかな国際意匠登録出願に対しては、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定を適用する。</p>	<p><b>113.4.1 意匠法第 3 条の 2 の規定の適用に関する時期的要件</b></p> <p>意匠法第 3 条の 2 の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願に適用するものであるため（ただし書の規定を適用するものを除く。）、国際意匠登録出願の出願日と先願の意匠公報の発行日とが同日の場合には、意匠法第 3 条の 2 の規定に該当するものとして取り扱う。</p>
<p><b>122.5.1 拒絶の通報</b></p> <p>拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第 17 条各号）に該当する場合（国際意匠登録出願の場合の拒絶理由の通知は、拒絶の通報により行う。）</li> <li>② 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合</li> <li>③ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）</li> </ul> <p>一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらずに行う。</p>	<p><b>122.5.1 拒絶の通報</b></p> <p>拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第 17 条各号）に該当する場合（国際意匠登録出願の場合の拒絶理由の通知は、拒絶の通報により行う。）</li> <li>② 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合</li> <li>③ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）</li> </ul> <p>一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらず、通常の拒絶理由通知等により行う。</p>
<p>(2) 上記 (1) ①～③のいずれかに該当する場合、国際公表後 12 月以内に国際事務</p>	<p>(2) 上記 (1) ①～③のいずれかに該当する</p>

<p><u>局に対して拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(2) (a)、ハーグ協定共通規則第 18 規則(1) (b)）。</u></p> <p><u>(3) 拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第 12 条(2) (b)）。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第 18 規則(2) (iii)）。</u></p> <p><u>（注）</u>  <u>拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であつて、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。</u></p> <p><u>(4) 拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第 6 規則(3) (i)）。</u></p>	<p><u>場合、国際公表後 12 月以内に国際事務局に対して拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(2) (a)、ハーグ協定共通規則第 18 規則(1) (b)）。</u></p> <p><u>(3) 拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第 12 条(2) (b)）。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第 18 規則(2) (iii)）。</u></p> <p><u>（注）</u>  <u>拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であつて、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。</u></p> <p><u>(4) 拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第 6 規則(3) (i)）。</u></p>
--	--

以上